

【様式第1号】

令和6年度 長野市立公民館使用(利用)団体登録届出書

長野市立芹田公民館長 様

令和 年 月 日

(ふりがな) 団体名	
代 表 者	(〒 - ) 住 所
	ふりがな 氏 名
	電 話
(緊急連絡先) ※代表者とは異なる方を記載してください。	(〒 - ) 住 所
	ふりがな 氏 名
	電 話

本会は、令和6年度末日まで、長野市立芹田公民館を使用(利用)する団体として登録したいので、届け出ます。

なお、本会は公民館で営利目的の活動、特定の政党や候補に利する行為、特定の宗教活動及び公の秩序または善良な風俗を害する行為は行いません。

記

会の目的													
活動内容													
活動項目	※別紙分類表から分類番号を選んで記入してください			事業分類				団体分類					
会 員 数	年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	小計	合計		
	男性人数												
	女性人数												
	内訳	市民			在勤在学			その他			計		
		人			人			人					
活動状況	定期	毎週・毎月(第)			曜日		午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分
	不定期	週・月・年 / 回											
	入会金	円					年会費・月会費		円				
	主たる活動場所	長野市立 公民館 分館 学習室 / その他(											
講師	氏名					謝礼(1回あたり)	1.無	2.有	円				

\*規約や会則等がある場合は、添付してください。

\*10代以下で構成される団体の代表者は、成人であることを確認するため、運転免許証・マイナンバーカード・学生証など年齢を確認できる証明書の提示をお願いします。

公民館は、社会教育法に規定される目的を達成するため設置され、地域の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した講座、講演会、展示等を開催したり、多様な学習機会の場を提供する施設です。

公民館の使用(利用)については以下のとおりです。

**1. 公民館では次の行為を行う場合、使用(利用)を許可できません。**

- 1 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められるとき。
- 2 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- 3 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認められるとき。
- 4 入会、寄付等の勧誘その他これに類する行為。  
無限連鎖講(ねずみ講)や連鎖販売取引(マルチ商法)に係る勧誘(入会や購入)や活動に該当すると認められるとき。
- 5 管理運営上支障があると認められるとき。
- 6 未成年者だけで公民館を使用(利用)するとき。
- 7 飲食・休憩だけを目的として使用(利用)するとき。
- 8 前各号に掲げる場合のほか、使用が不相当と認められるとき。

**2. この申請書は、公民館を使用(利用)する団体として登録するためのものです。実際の使用(利用)にあたっては、その都度「長野市立公民館使用(利用)許可申請書」を提出してください。**

- 1 使用(利用)団体登録について  
次の事項を全て満たす場合、使用(利用)団体登録ができます。
  - (1) 生涯学習活動を行うことを目的として活動しようとする5人以上の団体であること。
  - (2) 構成員の過半数が市内に居住し、通勤し、又は通学する者であること。
  - (3) 団体活動を継続的に行っている団体又は行うことができる団体であること。
  - (4) 団体構成員が未成年者だけでないこと。
  - (5) 特定の政党又は宗教を支援しないこと。
  - (6) 営利を目的としない活動であること。
  - (7) 講師や指導者が団体の代表者でないこと。ただし、講師謝礼等の支払いが発生しないときはこの限りでない。
  - (8) 10代以下で構成される団体の代表者は成人であること。
- 2 前項の規定により登録を受けた団体は、登録内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに市長又は指定管理者に届け出を行ってください。
- 3 団体の活動について公民館から事業内容の聴取や必要な書類の提出を求められたときは速やかに応じてください。
- 4 10代以下で構成された学習活動団体が公民館を使用(利用)する際は、成人者の年齢が確認できる証明書を提示してください。

3 学習活動を目的とする市民からの問い合わせに対して、貴団体の情報を提供することに同意いただける場合は□にレ点を入れてください。

団体の情報を提供することに同意する

4 公民館の利用に関し上記の内容について、ご理解いただいた場合は、団体名と代表者の署名をお願いします。

年 月 日

団体名

代表者名